

介護に関する参考資料（従業員・会社共用）

介護に関する参考資料

■ 要支援及び要介護の認定率

70歳以上では、25.9%

75歳以上では、42.4%

が要介護（要支援）認定を受けています。

要支援及び要介護の認定率		
65歳以上 70歳未満	全国	2.8%
	鳥取県	3.0%
70歳以上 75歳未満	全国	6.3%
	鳥取県	6.4%
75歳以上 80歳未満	全国	13.0%
	鳥取県	12.7%
80歳以上 85歳未満	全国	28.1%
	鳥取県	26.1%
85歳以上	全国	57.8%
	鳥取県	55.8%

分母は平成27年度介護保険事業報告年報の要介護（要支援）認定者数、分子は平成28年10月1日現在の各年齢階層人数

■ 介護保険制度について

介護保険には2種類の被保険者がいます。

① 40～64歳の人 ... 第2号被保険者

40～64歳の方は、公的医療保険の保険料に上乗せされて徴収され、保険料の金額は給与所得などにより異なります。

② 65歳以上... 第1号被保険者

保険料徴収方法や金額の算定方法が違います。

65歳以上の方は、公的年金からの天引きや市町村が送付する納付書などで納付をします。

■ 要介護になる理由 上位2つは？

1位 認知症

2位 脳血管疾患（脳卒中など）

認知症は一度進行が進んでしまうと、進行を遅らせる薬はあっても回復するのは難しいのが現状です。

脳血管疾患は突然襲ってくるケースが多いです。自分の親はまだ元気だから大丈夫、と思わずにご両親が老後に希望する生活、ご友人、資産のことなど早めに伺っておくことや介護の基本知識を身に付けておきましょう。

■ 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置しています。高齢者本人の方はもちろん、ご家族もご相談頂けます。

介護に関する参考資料（従業員・会社共用）

要介護度別の状態区分

下表に示した状態は平均的な状態です。したがって、実際に認定を受けた人の状態がこの表に示した状態と一致しないことがあります。

要支援 1	<ul style="list-style-type: none"> ①居室の掃除や身の回りの世話の一部に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とすることがある。 ③排泄や食事はほとんど自分ひとりできる。
要支援 2	<ul style="list-style-type: none"> ①見だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。 ③歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とすることがある。 ④排泄や食事はほとんど自分ひとりできる。
要介護 1	<ul style="list-style-type: none"> ①～④は、要支援2に同じ。※ ⑤問題行動や理解低下がみられることがある。
要介護 2	<ul style="list-style-type: none"> ①見だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話の全般に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。 ③歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とする。 ④排泄や食事に何らかの介助（見守りや手助け）を必要とすることがある。 ⑤問題行動や理解低下がみられることがある。
要介護 3	<ul style="list-style-type: none"> ①見だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話が自分ひとりできない。 ②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が自分ひとりできない。 ③歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分一人でできないことがある。 ④排泄が自分ひとりできない。 ⑤いくつかの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護 4	<ul style="list-style-type: none"> ①見だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない。 ②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない。 ③歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分ひとりではできない。 ④排泄がほとんどできない。 ⑤多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護 5	<ul style="list-style-type: none"> ①見だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話がほとんどできない。 ②立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作がほとんどできない。 ③歩行や両足での立位保持などの移動の動作がほとんどできない。 ④排泄や食事がほとんどできない。 ⑤多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。

※ 要支援（予防給付対象者）と要介護（介護給付対象者）はどう違いますか。

要支援となるのは、サービスの利用によって心身の状態が改善する可能性が高いと判断される人です。

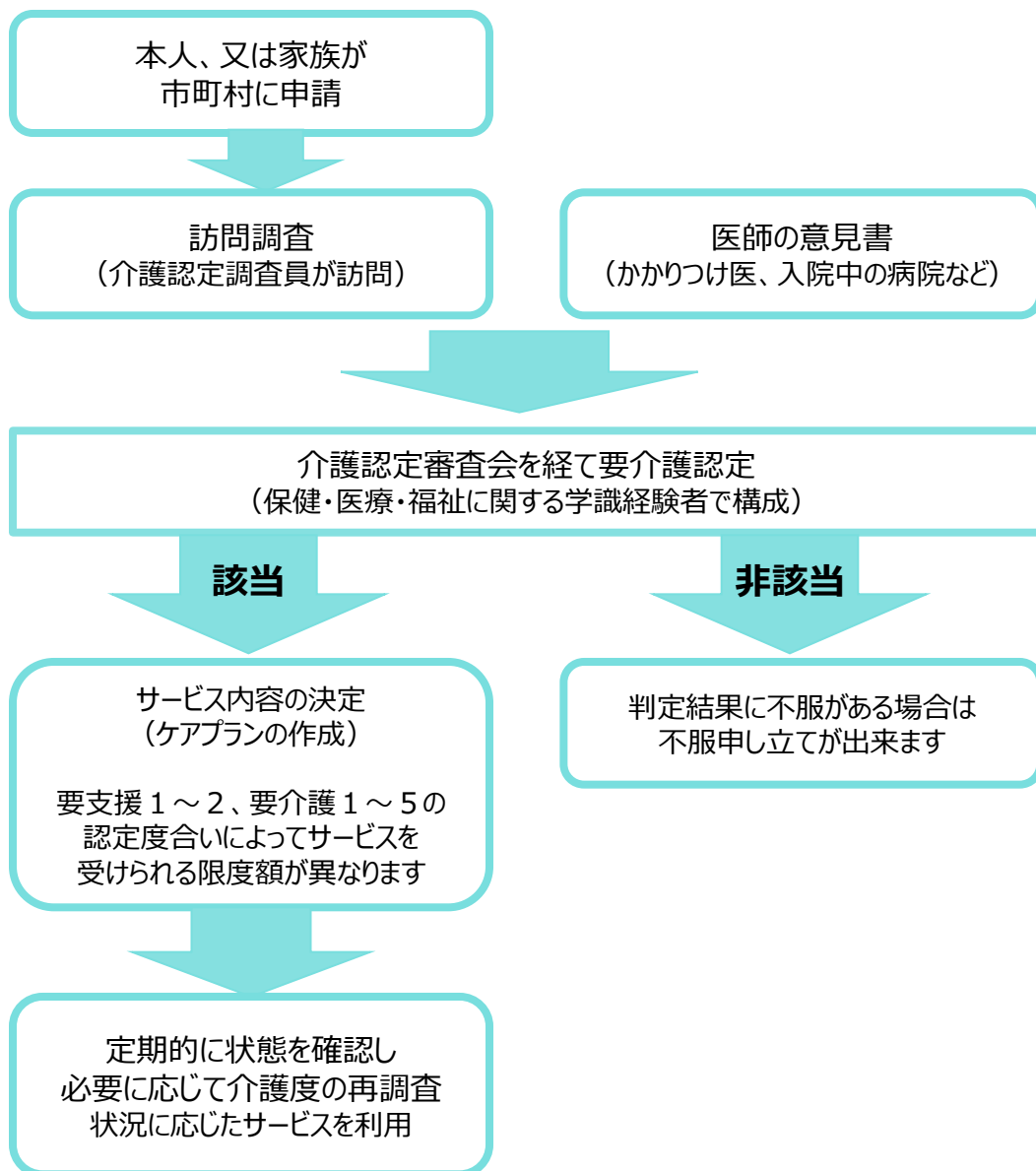
具体的には、不活発な生活によって筋力低下や低栄養などに陥っている人（廃用症候群）等が考えられます。

ただし、上記のような人でも認知症が進行していたり、疾病が外傷で心身の状態が不安定な人は要介護となります。

介護に関する参考資料（従業員・会社共用）

要介護認定の手続き

- 介護保険サービスは、介護保険に加入している65歳以上の方（第一号被保険者）が、要介護認定を受けて利用します。（65歳未満の方も症状により認定を受けることができます）
- 介護保険サービスは、1割負担で受けられます。（一定以上の収入がある方が2割負担）



デイサービス、訪問介護など在宅型介護サービスと特別養護老人ホームなどの施設型介護サービスがあります。

介護に関する参考資料（従業員・会社共用）

介護保険サービスの利用例

□要介護2でデイサービスと訪問介護を利用した場合

	月	火	水	木	金	土	日
6:00							
7:00	家族で介護						
8:00							
9:00	デイサービス		デイサービス		デイサービス		
10:00							
11:00		訪問介護		訪問介護		家族で介護	
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00		訪問介護		訪問介護			
18:00	家族で介護						
19:00							
20:00							
21:00							

- ・デイサービス3回
- ・訪問介護（1時間30分）×2回
- ・訪問介護（40分）×2回
- ・福祉用具貸与（ベッド）



1カ月の自己負担額は、約20,000円

- * 1割負担の場合
- * 一般的な基本となる料金の一例です。（加算料金や別途料金が追加されることがあります）。

[1カ月のサービス利用限度額]

下記の範囲内では利用者は1割負担となります。
* 一定の収入を超える方は2割負担

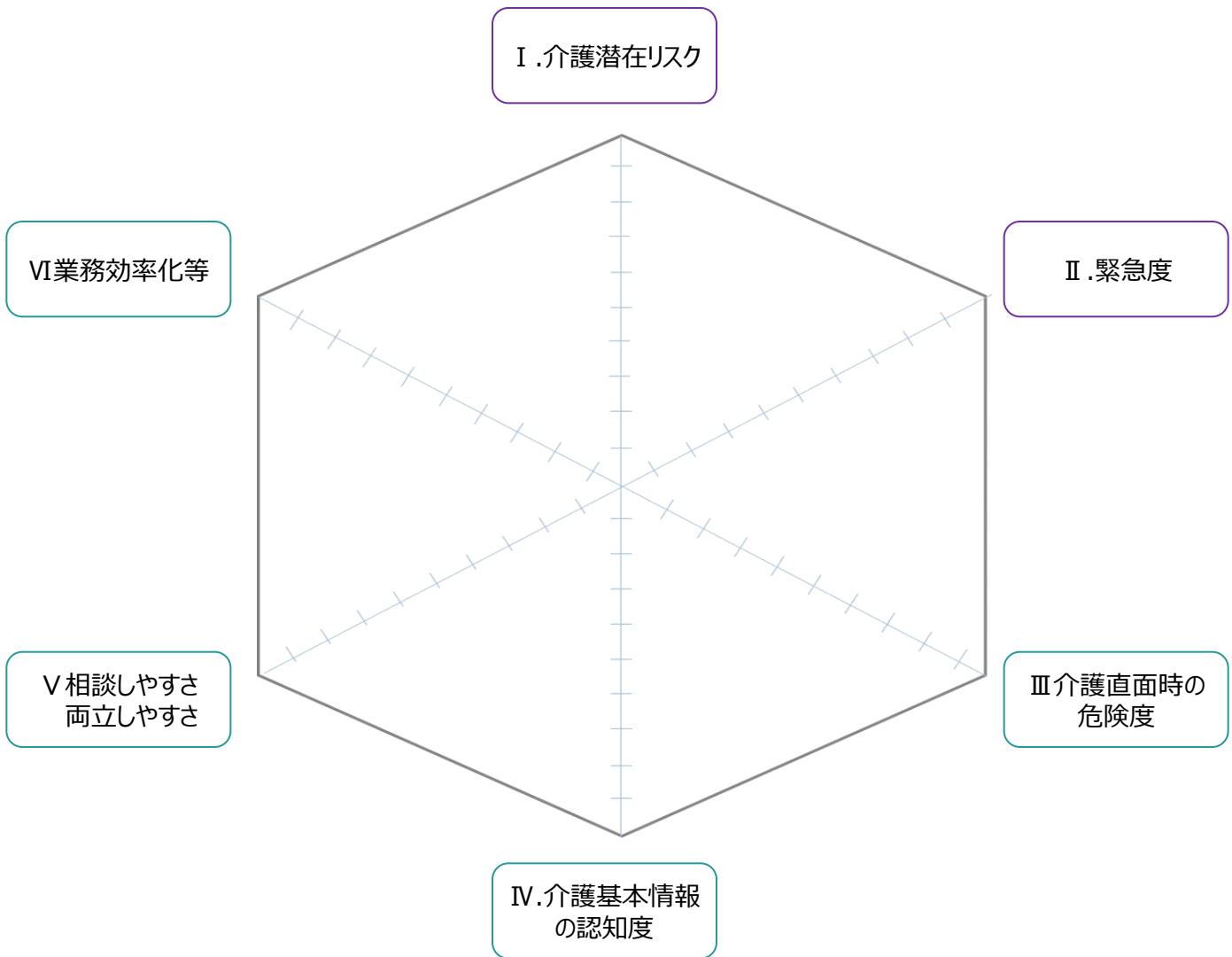
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

* 地域単価10円の地域の場合

仕事と介護の両立チェックシート（会社用）

仕事と介護の両立チェックグラフ

従業員診断を集計表に入力するとグラフが完成します。



- 5点以上の項目については意識を高めたり、具体的アクションを起こされると介護に直面した際にも仕事と介護の両立がしやすくなります。
 - 8点以上の項目については要注意です。すぐにアクションを起こされることをお勧めします。
- * 各項目の具体的アクション例は、次ページをご参照ください。

仕事と介護の両立チェックシート（会社用）

仕事と介護の両立チェック項目について

各項目についてご案内致します。必要に応じて取り組みを進めて下さい。

I. 介護潜在リスク

近い将来、介護に直面する可能性が高い従業員です。社内に介護に直面する可能性が高い従業員がどれくらいいるかを把握し、人員体制、業務の進め方の工夫、制度整備などを進めていきましょう。

II. 緊急度

介護中の従業員がいる場合は個別に話を伺いましょう。上司に相談していない、施設に入りたいが入れない、会社の制度を使いたいが使えていない方は苦しんでいる可能性が高いです。会社や所属部署で出来る限りの協力体制を築いていきましょう。

III. 介護直面時の危険度

介護に直面した際に介護準備で混乱する可能性がある従業員です。介護準備で急にまとまって休みを取る可能性や介護離職を希望する可能性もあります。ご本人が大変な思いをすることに加え、職場にも混乱が予測されます。事前準備の大切さや介護の基本知識を伝えていきましょう。

IV. 介護基本情報の認知度

介護は未経験の方が多く、情報も知らない方が多いです。介護の基本知識を知っているかどうかで仕事と介護の両立も大きく変わってきます。また、上司や周囲の従業員も介護の基本知識を知っていることでお互い様の意識が生まれます。介護セミナーなどで会社が主体的に介護の基本知識を従業員全員に周知していきましょう。

* 厚生労働省 仕事と介護の両立ページに介護セミナー実施資料が掲載されています

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu/model.html

V. 相談しやすさ 両立しやすさ

仕事と介護の両立には、お互い様の風土、制度が使える職場作りが大切です。ご家族のことなどプライベートなことなども少しずつ共有していく仕組みを会社からも進めていきましょう。これから多くの方が直面する可能性があり、1人1人の情報共有が他の従業員にも役立ちます。

VI. 業務効率化等

これからは介護は勿論、男性の育児参画、病気と仕事の両立など制約がある方が増えていきます。また、制約のない方にもプライベートで大切にしたい時間があることと思います。全員のワーク・ライフバランスを考え、限られた時間でチームに求められる成果を出せる方法を日々模索していきましょう。

仕事と介護の両立に向けて（会社用）

仕事と介護の両立に向けて

仕事と介護の両立に向けた会社の取り組みについて風土・意識醸成や制度についてご案内させていただきます。

風土・意識醸成

御社には下記取り組みはございますか？
（□にチェックを入れてみましょう）

- 介護に関する制度の周知（年1回以上）
- 相談窓口の設置
- 相談窓口の周知（年1回以上）
- 介護セミナー等の実施
- 介護に関する基本情報の掲示
（ハンドブック、イントラに掲示等）
- 面談時にプライベートの心配事も
ヒアリング



両立できる職場作りのヒント

仕事と介護の両立には
①介護に関する基本情報を知る
②相談できる＆お互い様の風土作り
の2つが大切です。
会社が積極的に情報提供や
風土作りを進めていきましょう

制度

御社には下記制度はございますか？
（□にチェックを入れてみましょう）

- 介護休業・介護休暇等
- 時短勤務制度
- フレックス勤務
- 在宅勤務、テレワーク等
- 転勤免除等
- 復職制度（離職者向け）
- 個別に対する柔軟な働き方



両立できる職場作りのヒント

相談できる風土が出来たら
制度も整えていきましょう。
介護は平均4～5年関わります。
仕事と介護の両立には、休業だ
けでなく柔軟な働き方に力を入
れるのがお勧めです。